

2021年度の検討について（案）

本フォーラムは、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置要綱第2条を踏まえ、次に掲げる4つの項目について議題としたいと考えます。

なお、承認いただければ、各項目とも、昨年度から継続して設置することが確認されている初等中等教育、高等教育、著作権法関係有識者の各専門ワーキング・グループに適宜事前の検討を委任し、進めていくことを提案します。

1. 著作権制度の普及啓発

改正法施行後の実情を踏まえ、著作権制度に関する研修や普及啓発について、SARTRASによる共通目的事業に関する検討も視野に入れつつ、具体的な内容を検討し、提案をとりまとめる。

2. 改正著作権法第35条運用指針の改訂

改正著作権法第35条運用指針を必要に応じて改訂する。

3. 教育のニーズにあったライセンスに関する意見交換

授業目的公衆送信補償金制度ではカバーされない教育機関における著作物等の利用のうち、一元的に許諾が得られることが望ましい利用方法を取りまとめるとともに、望ましいライセンスのあり方について意見交換を行う。

4. その他検討が必要な事項

1.～3.に含まれない事柄について、必要に応じて適宜意見交換等を行う。